

剣淵町こども計画【概要版】

策定の経緯

こどもを取り巻く環境は多様化し、貧困、いじめ、不登校やひきこもり、ヤングケアラー、自殺の増加などが社会問題となるなか、国は、令和5（2023）年に「こども基本法」を制定し、「こども施策」を総合的に推進するための「こども大綱（こども施策に関する大綱）」を策定しました。

この大綱には、こどもの幸せや利益を第一に考える「こどもまんなか社会」の実現をめざし、国をあげて「こども施策」を進めていくうえで、市町村に対しても、こども施策を進めていくための「こども計画」を策定することが定められました。

剣淵町ではこれまで、地域ぐるみでこどもの成長を見守り、こどもや子育て世帯に向けた取り組みを行ってきました。こどもの数は減少傾向ですが、取り巻く社会環境が変化し厳しくなる中で、こども一人一人が、自分も周りの人も大切にしながら、心身とも元気に育ってほしいという思いはますます高まっています。

そこでこのたび、3期目の「子ども・子育て支援事業計画」を策定する時期となったことを機に、より幅広いまちづくりの範囲を、こども目線で進めていく「剣淵町こども計画」を策定しました。

計画の期間は、令和7（2025）年度から令和11（2029）年度までの5年間です。

計画の構成

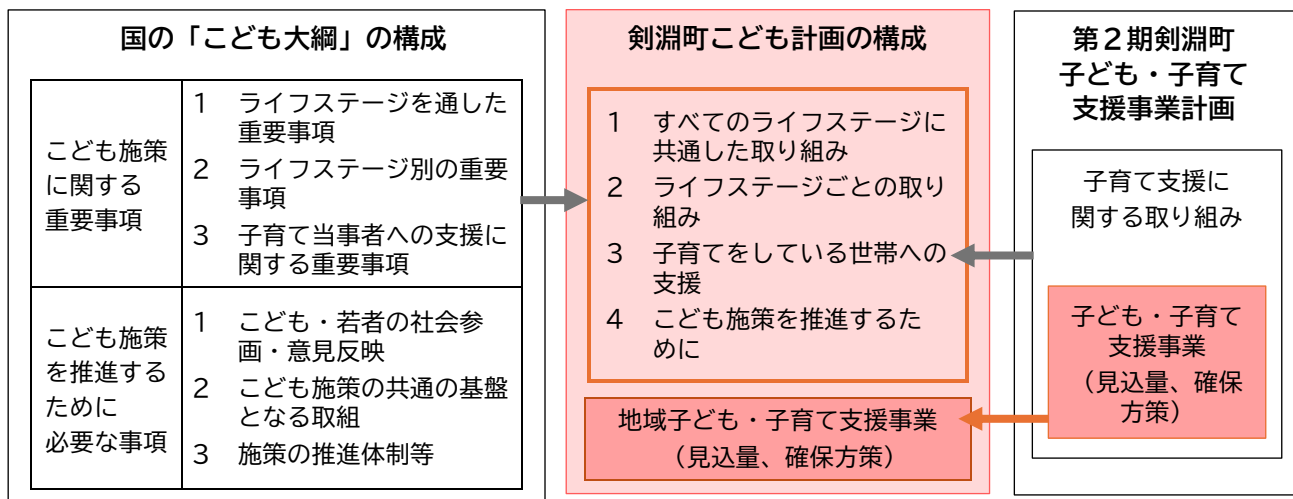
本計画は、こども施策編と子ども・子育て支援事業編で構成しています。

こども施策編は、「こども大綱」に示された区分・構成をもとに「こども施策」と、進めるための主な事業や取り組みなどを掲載しています。

子ども・子育て支援事業編は、「第3期剣淵町子ども・子育て支援事業計画*」に該当する部分で、「地域子ども・子育て支援事業」の見込量と確保方策を示しています。

*市町村が、子育て家庭の状況や子育て支援へのニーズを把握し、幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援をどのように行っていくか、国で定めた事業（地域子ども・子育て支援事業）を中心に示す計画

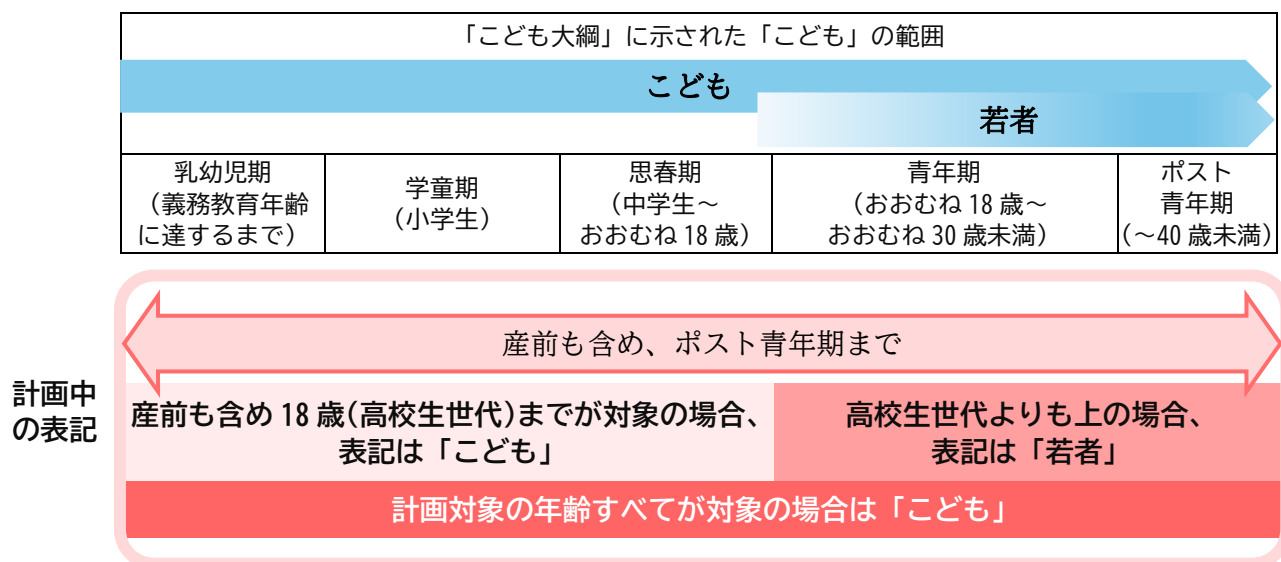
国の「こども大綱」・剣淵町こども計画・「第2期剣淵町子ども・子育て支援事業計画」の関係



「こども」と「こども施策」の考え方

この計画には、これまでの「子ども・子育て支援事業計画」では示されなかった「こども」と「こども施策」という言葉が出てきます。

この計画は、こども基本計画・こども大綱の考え方をふまえて、ポスト青年期も含めた「若者」までと、子育てに関わる方々を対象とします。本町で実施する子育て支援事業はおおむね18歳までが対象であることから、18歳以下を「こども」、それ以上を「若者」と表記し、対象が「こども」も「若者」もどちらにも関わる場合は、まとめて「こども」と表記することとします。



また、「こども施策」に該当するこどもや子育てに支援に関係する取り組みは、まちづくり各分野で行われていますが、この計画では、こども基本法で定義される「こども施策」に該当する内容を中心に位置づけます。

「こども施策」の定義【こども基本法より】

- ① 新生児期、乳幼児期、学童期及び思春期の各段階を経て、おとなになるまでの心身の発達の過程を通じて切れ目なく行われるこどもの健やかな成長に対する支援
- ② 子育てに伴う喜びを実感できる社会の実現のため、就労、結婚、妊娠、出産、育児等の各段階で行われる支援
- ③ 家庭における養育環境その他のこどもの養育環境の整備

基本理念

こどもの笑顔、地域みんなで育む未来



こどもの笑顔：こどもが幸せに過ごせる町にはこどもの笑顔がある。

地域みんなで育む：地域全体で子育てを応援する。

基本理念 こどもの笑顔、地域みんなで育む未来

1 すべてのライフステージに共通した取り組み

- (1) こどもの権利の再認識、悩みや困りごとの把握
- (2) 基本となる習慣や意識、知識の普及
- (3) 利用しやすく、過ごしやすい環境づくり
- (4) 多様な体験ができる機会の提供
- (5) 切れ目のない保健・医療・福祉の提供
- (6) 貧困、ヤングケアラー、虐待への対策
- (7) 自殺、犯罪、事故等の防止

こども施策

- 【1】 こどもの人権を守る大切さを伝え、人権を守る取り組みを進めます
- 【2】 こどもの悩みごとや困りごとを把握し、解決につなげるように努めます
- 【3】 食生活をはじめ正しい生活習慣が身につくように促します
- 【4】 小さい頃から絵本にふれ合う習慣が身につくように促します
- 【5】 相手を思いやる気持ちの醸成に努めます
- 【6】 インターネットと上手に付き合う心がけを教えます
- 【7】 こどもが安全に過ごせる生活環境を維持します
- 【8】 様々な遊びや体験ができる機会づくり、ものや人と触れ合う機会づくりに努めます
- 【9】 保健・医療を切れ目なく提供します
- 【10】 障がいのあるこども等の日常生活を支援します
- 【11】 貧困、ヤングケアラー、虐待など辛い状況にあるこどもを把握し、必要な支援につなげます
- 【12】 生命や体を大切にする心を育む教育を進めます
- 【13】 交通事故や犯罪にこどもが巻き込まれることを未然に防ぎます
- 【14】 災害時におけるこどもの対処を再確認し備えます

2 ライフステージごとの取り組み

- (1) こどもの誕生前から幼児期まで
- (2) 学童期・思春期
- (3) 青年期

- 【15】 安心して出産できるよう、産前産後を見守り支援します
- 【16】 こどもの健康を守り、生活習慣病をはじめ疾病を予防します
- 【17】 保育を通じて、健やかな育ちを支援します
- 【18】 時代やニーズに応じた教育環境づくりを進めます
- 【19】 時代やニーズに応じた学校教育の推進に努めます
- 【20】 自分の居場所と思える場や機会の充実に努めます
- 【21】 いじめや不登校への対策に努めます
- 【22】 若者の就業や結婚を支援します
- 【23】 悩みや不安を抱える若者やその家族を支援します

3 子育てをしている世帯への支援

- 【24】 子育てや教育に関する悩みや不安の解消、心身の負担軽減に努めます
- 【25】 子育てや教育に関する経済的負担を軽減します
- 【26】 男女とも仕事と子育てを両立できる環境づくりを促進します

4 こども施策を推進するために

- 【27】 こどもや若者、子育てを支援する機能を強化します
- 【28】 こどもの意見を聞く機会をつくり、活動を支援します
- 【29】 こどもや若者を地域で見守り応援する意識を町全体で高めます

1 ライフステージを通した取り組み

(1) こどもの権利の再認識、悩みや困りごとの把握

こども施策【1】こどもの人権を守る大切さを伝え、人権を守る取り組みを進めます

取り組む内容

- こども基本法やこども計画について町全体に情報発信します。
- こどもの人権について考える広報や機会の提供に努めます。
- こどもの人権が侵害された場合の救済体制を整え、救済方法を広く伝えます。

こども施策【2】こどもの悩みごとや困りごとを把握し、解決につなげるように努めます

取り組む内容

- こどもが悩みや不安がある時、相談しやすい環境づくりを進めます。
- こども・若者の自殺を防ぐ調査や取り組みを進めます。
- こどもの SOS サインや相談を受けた際、迅速に対応し支援につなげます。
- こどもに心の危機を相談できる、様々な相談窓口があることを伝えます。

親子関係や子育てに悩んだ時、
こどもや保護者がLINEで相談できる
全国共通の窓口もあります。



(2) 基本となる習慣や意識、知識の普及

こども施策【3】食生活をはじめ正しい生活習慣が身につくように促します

取り組む内容

- こどもの発育・発達に合わせた食育を推進します。
- 「早寝早起き朝ごはん」が家庭で実践されるよう、促進します。
- こどもも、こどもの親も、正しい食習慣を身につけるよう努めます。

こども施策【4】小さい頃から絵本にふれ合う習慣が身につくように促します

取り組む内容

- 「子ども読書推進プラン」に基づき、学校、家庭、地域及び絵本の館や関係団体が連携して、絵本巡回文庫、絵本作家による授業、絵本読み聞かせ会、朝読書、家読などを推進します。

こども施策【5】相手を思いやる気持ちの醸成に努めます

取り組む内容

- 多様性への理解を深める教育を通して、相手を思いやる気持ちを育むよう努めます。

こども施策【6】インターネットと上手く付き合う心がけを教えます

取り組む内容

- インターネットやスマートフォンなどを使いこなす能力 (ICTリテラシー) のほかに、インターネットを通じて事件やトラブルに巻き込まれないための心がけ、依存症にならないことなどを伝えます。➡こども施策【13】とも関連

(3) 利用しやすく、過ごしやすい環境づくり

こども施策【7】こどもが安全に過ごせる生活環境を維持します

取り組む内容

- 公園などこどもが安全に遊べる場所を維持します。
- 町内の公共施設や道路、公共交通などが、こどもやこども連れの方が安全で利用しやすい環境であるよう、整備や維持に努めます。

(4) 多様な体験ができる機会の提供

こども施策【8】様々な遊びや体験ができる機会づくり、ものや人と触れ合う機会づくりに努めます

取り組む内容

- こどもが自然や農業などに親しむ機会づくりに努めます。
- 芸術や文化、創作活動などに親しむ機会づくりに努めます。
- 世代が異なる人や町外の人と交流する機会づくりに努めます。

(5) 切れ目のない保健・医療・福祉の提供

こども施策【9】保健・医療を切れ目なく提供します

取り組む内容

- 近隣医療機関との連携による小児医療を安心して受けられる体制づくりに努めます。
- 母子保健をはじめこどもの健康や医療に関する情報を活用し、切れ目のない支援に努めます。
- 慢性疾病・難病を抱えるこども・若者、医療的ケアが必要なこどもと家族を支援します。

こども施策【10】障がいのあるこども等の日常生活を支援します

取り組む内容

- 新生児訪問や健診等を通じて障がいの早期発見に努めます。
- 保育所や学校、町外の関係機関と連携し障がいの早期発見・早期支援に努め、適切な支援やサービス利用につなげていきます。
- (障がいを持っているこどもと障がいのないこどもがともに学び、ともに育つ)インクルーシブ保育・教育を推進するために、保育所や小中学校、学童保育所で、適宜障がい児の受け入れ環境づくりに努めます。

(6) 貧困、ヤングケアラー、虐待への対策

こども施策【11】貧困、ヤングケアラー*¹、虐待など辛い状況にあるこどもを把握し、必要な支援につなげます

取り組む内容

- 貧困、ヤングケアラー、虐待など辛い状況にあるこどもに相談窓口や支援制度を知らせ、相談や制度の利用を促します。
- 貧困によるこどもや保護者の悩みを把握し、適切な対応に努めます。
- ヤングケアラーであるこどもやその家庭が必要な支援を得られるようにします。
- 虐待の疑いがある場合、速やかな保護対策を行います。
- 社会的養護*²を必要とするこどもを把握し、必要な支援につなげます。

* 1 本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っているこども

* 2 保護者のない児童や保護者に監護させることが適当でない児童を公的責任で社会的に養育し、保護するとともに、養育に大きな困難を抱える家庭への支援を行うこと

(7) 自殺、犯罪、事故等の防止

こども施策【12】生命や体を大切にすることを育む教育を進めます

取り組む内容

- 命を大切にすることを育む道徳教育を行います。
- 生命を大切にする考えや、自分や相手、一人一人を尊重する態度等を、発達段階に応じて身に付ける「生命(いのち)の安全教育*」を行います。

* 「こどもたちが性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないよう、発達の段階に応じて行う教育

こども施策【13】交通事故や犯罪にこどもが巻き込まれることを未然に防ぎます

取り組む内容

- 体験・実践を通して、安全教育を行います。
- こどもがよく利用する施設や、よく通る道路の安全確保に努めます。
- インターネットを通じた犯罪、人権侵害からこどもを守ります。➡こども施策【6】とも関連
- こどもの非行を防止するとともに、立ち直りを支援します。

こども施策【14】災害時におけるこどもの対処を再確認し備えます

取り組む内容

- 自然災害への対応力がこどもの頃から身につくようにします。
- 災害が発生した際、被災したこどもの居場所の確保、妊産婦や乳幼児等の心身の健康に関する相談支援などが行えるよう備えます。

2 ライフステージごとの取り組み

(1) こどもの誕生前から幼児期まで

こども施策【15】安心して出産できるよう、産前産後を見守り支援します

取り組む内容

- 不妊に悩む夫婦への支援を行います。
- 妊娠・出産に関する正しい知識を伝え、相談に応じます。
- 妊婦さんが心身の安定を保ちながら安心して出産できるよう、産前産後を見守り支援します(戸別訪問/新生児全戸訪問)。

こども施策【16】こどもの健康を守り、生活習慣病をはじめ疾病を予防します

取り組む内容

- こどもの成長に応じて健診を行い、親子の健康づくりを応援します。
- こどもの生活習慣病や虫歯を予防します。

こども施策【17】保育を通じて、健やかな育ちを支援します

取り組む内容

- 幼児期の終わりまでに育ってほしい「10の姿*」をめざした保育を行います。
- 保育所の人員体制や環境の充実に努めます。
- 保育所で今行われているサービスの充実に努めるとともに、保育ニーズをふまへ必要に応じて新たなサービスを検討します。
- 特別な配慮が必要なこどもを支援します。
- 保育を支える人たちの処遇改善や負担軽減に努めます。

*幼児期の終わりまでに育ってほしい子どもの姿や能力を、「健康」「人間関係」「環境」「言葉」「表現」の5つの領域をもとに10個の視点からまとめたもの

(2) 学童期・思春期

こども施策【18】時代やニーズに応じた教育環境づくりを進めます

取り組む内容

- 時代やニーズに応じた教育を進める環境づくりを進めます。(デジタル化の推進、校則の見直しなど)
- 教員の負担軽減につながる環境づくりを進めます(校務DX*の推進など)。

*DXとはデジタルトランスフォーメーションの略で、デジタル技術とデータの活用が進むことで、社会・産業・生活のあり方が大きく変わることを指す

こども施策【19】時代やニーズに応じた学校教育の推進に努めます

取り組む内容

- 時代の環境変化に対応するために必要な教育を行います(国際的な視野を広げ国際理解を深める、消費者教育や金融経済教育、人生設計や将来の進路や職業についてなど)
- 地域や社会の課題に関心を向け考える教育を行います(持続可能な社会づくり、剣淵町の地域課題など)

こども施策【20】自分の居場所と思える場や機会の充実に努めます

取り組む内容

- 放課後こどもが安全に過ごせる居場所づくりを進めます。
- 学校と地域でこどもを育む取り組み（コミュニティ・スクール）などを通して、こどもが居場所として過ごしやすい機会づくりを進めます。

こども施策【21】いじめや不登校への対策に努めます

取り組む内容

- いじめを防ぎ、発生した時には適切に対処します。
- 不登校のこどもを支援します（改善に向けた取り組み、学びの機会の確保など）。

（3）青年期

こども施策【22】若者の就業や結婚を支援します

取り組む内容

- 町内に住む若者の就業支援、定住促進に努めます。
- 町内で働く場を見つけたり自らつくったりするための支援に努めます。
- 交流機会や居場所など、結婚も含め若者同士の出会いの場づくりに努めます。

こども施策【23】悩みや不安を抱える若者やその家族を支援します

取り組む内容

- 悩みや不安を抱える若者やその家族への相談支援に努めます。
- 若年無業、ひきこもりなどの状態にある若者の支援に努めます。

3 子育てをしている世帯への支援

こども施策【24】子育てや教育に関する悩みや不安の解消、心身の負担軽減に努めます

取り組む内容

- 子育てに関する情報や学習機会の提供に努めます。
- こどもや家庭が抱える悩みに適切に対応できる体制づくり、相談しやすい環境づくりに努めます。
- 子育て支援センターや絵本の館等で子育て仲間づくりや交流促進に努めます。
- 保育所での一時保育を実施します。
- 地域の協力による預かり支援を検討します。

こども施策【25】子育てや教育に関する経済的負担を軽減します

取り組む内容

- 各種手当・助成により、経済的な負担軽減に努めます。
- 保育所や学童保育所にかかる負担軽減に努めます。
- 経済的に就学が困難な児童生徒や特別支援学級の児童生徒の学費軽減に努めます。
- ひとり親家庭等の経済的な負担軽減に努めます。
- 子育て世帯が利用しやすい住宅が増えるように努めます。

こども施策【26】男女とも仕事と子育てを両立できる環境づくりを促進します

取り組む内容

- 仕事と子育てを両立するための意識啓発を進めます。
- 仕事と子育てを両立するための環境づくりを促進します。

4 こども施策を推進するために

こども施策【27】こどもや若者、子育てを支援する機能を強化します

取り組む内容

- こども家庭センターの機能強化に努めます（こどもやその家庭の状況の共有、プッシュ型・アウトリーチ型支援*の強化、人材の確保など）。
- こども計画を町全体（庁内）で共有し、着実に進めます。

*支援を必要とするこどもやその家庭が相談窓口や施設に出向かなくても、支援が必要（そう）なことを支援側が察知し、対応すること

こども施策【28】こどもの意見を聞く機会をつくり、活動を支援します

取り組む内容

- アンケートやタウンミーティングなど、こどもから意見を聞く機会をつくります。
- ホームページや町公式LINEを通じて、国が実施する「こども若者★いけんぷらす」などの制度を周知します。

こども施策【29】こどもや若者を地域で見守り応援する意識を町全体で高めます

取り組む内容

- 絵本にちなんだ子育て支援を行います。
- 君の椅子プロジェクトなど、こどもの誕生をみんなで祝う取り組みを進めます。
- 学校や地域とともに子育て支援を行います。

子ども・子育て支援事業の内容

こども施策を進めるにあたっては、様々な事業をたて、具体的に進めますが、そのうち、国・都道府県による交付金等での支援のもと、市町村が地域の実情に応じてメニューを選んで実施する事業があり、これらを「子ども・子育て支援事業」とよんでいます。

これらの事業については、「見込量（いつ、どのくらいニーズがあるか）」と「確保方策（いつ、どのくらい受入れたり実施するのか）」をあらかじめ計算し、計画に掲載します。

剣淵町で行っている事業	対象年齢
剣淵町保育所での保育	0～5歳
一時預かり事業（剣淵町保育所で実施）	1～5歳
乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）2026年度より実施	0～2歳
利用者支援事業（身近な場所での相談や情報提供）	0～5歳、小学1～6年生
放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業/学童保育）	1～6年生
地域子育て支援拠点事業（子育て支援センターや絵本の里で実施）	0～5歳
子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	0～5歳、小学1～6年生
産後ケア事業	0歳
妊婦健診事業	（妊婦）
乳児家庭全戸訪問事業	0歳
養育支援訪問事業	（妊婦～）
妊婦等包括相談支援事業	（妊婦）

発行 剣淵町健康福祉課 こども家庭グループ

〒098-0338 北海道上川郡剣淵町仲町 28 番1号 剣淵町健康福祉総合センター

電話 0165-34-3955 町のホームページ <https://www.town.kembuchi.hokkaido.jp/>